



8 予危第 2 3 5 号
令和 8 年 7 月 2 8 日

東京都石油業協同組合
東京都石油商業組合
理事長 矢島 幹也 様



東京消防庁
予防部長 伊勢村 修隆



セルフスタンドに設けるパッケージ型固定泡消火設備の維持管理について（依頼）

平素より、給油取扱所の適正な維持管理、火災予防の推進につきまして、格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび当庁管内において、セルフスタンドに設けられたパッケージ型固定泡消火設備が作動しなかった事案が発生しました。

セルフスタンドを含む危険物施設には、消防法により維持管理の義務が課せられておりますが、調査の結果、加圧用ガス容器の底部が腐食し、圧力が低下したものと推定されています。

つきましては、貴協会会員各位に対し、同種事案の防止を図るため、別添えの事案概要とセルフスタンドに設けるパッケージ型固定泡消火設備の点検の留意事項を周知いただきますようお願い申し上げます。

問合せ先

〒100-8119 千代田区大手町 1-3-5
東京消防庁予防部
危険物課貯蔵取扱規制係 大澤 社本
電話 03-3212-2111 内線 4862 4865